

労働基準広報

No.2210 2025

7/21

CONTENTS

特集 改正年金法②（遺族年金の見直し）—— 8

子のいない60歳未満の夫も 原則5年の有期給付の対象に

（編集部）

●クローズアップ 新法律問題 —— 25

File 24「改正公益通報者保護法と内部通報対応」

**公益通報を理由とした解雇・懲戒が
拘禁刑を含む刑罰の対象に**

（弁護士・畔山亨〔畔山総合法律事務所〕）

●労務資料／同一労働同一賃金の対応状況等
に関する調査（企業調査）⑤ —— 38

**基本給の昇給の仕組みは7～8割
程度の企業でパート・有期も対象**

（独労働政策研究・研修機構調べ）

●連載 労働スクランブル 第492回 —— 48

**女性活躍関連法等整備され、
連合相次いで事務局長談話を公表**

（労働評論家・飯田康夫）

●NEWS —— 1

◆ 政府の骨太方針2025等受け労政審が検討開始／5年で年1%実質賃金上昇定着を目標

◆ キャリコン研究会中間とりまとめ／キャリコンに解決型だけでなく開発型の支援求む

◆ 改正社会保険労務士法が公布に／社労士業務に労務・社会保険等遵守の監査を明記

◆ 「第200回 労働条件分科会」／労基法第8章の災害補償は労災保険部会の所掌に

ほか

●わたしの監督雑感 —— 36

北海道・留萌労働基準監督署長 山田裕

●本誌読者アンケート —— 47

●今月の資料室 —— 56

アンケートへのご協力をお願い致します(47ページ)

労務相談室

回答者

労務一般〔令和7年6月に刑法が改正〕「懲役」と「拘禁刑」どう違うのか —— 50 弁護士・平田健二

解雇・退職〔定年後再雇用で人事考課が一定基準以下の者〕雇止めできるか —— 52 弁護士・新弘江

賃金関係〔復職後は週4日以下の勤務続く〕定期昇給の対象外にしたい —— 54 弁護士・小川和晃